

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

(「Ⅱ. 安心こども基金について」別冊)

【目次】

○ひとり親家庭等への支援の拡充について . . . . .	1
○社会的養護の拡充について . . . . .	8

平成 2 1 年 6 月 1 0 日 (水)  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課・同課母子家庭等自立支援室



○ ひとり親家庭等への支援の拡充について

ア 高等技能訓練促進費の拡充

(ア) 改正内容

母子家庭の母の就業のためには、就業に結びつきやすい資格を取得することが有効であるが、資格の取得のためには長期間養成機関に通うことが必要になり、その間の生活の不安や負担を小さくすることが重要である。

そのため、養成機関に通う期間中の生活費の負担軽減のため支給する高等技能訓練促進費について、支給額を引き上げるとともに、現在の経済・雇用情勢を踏まえ、平成23年度末までに修学を開始している者の支給期間について、現行「修学期間の後半1/2（上限18月）」を「修学期間の全期間」に延長する関係政省令が6月5日に公布・施行されたところであり、本年6月分の支給から支給額が引き上がるとともに、修学者のうちの未申請者の申請が可能となるので、母子家庭の母への周知や地方自治体の補正予算による対応も含め、制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

(イ) 在籍状況の確認

受給者の養成学校の在籍状況の確認については、これまでも、申請時に在籍証明書及び修得単位証明書の提出を求めるとともに、定期的に出席状況に関する報告を求めることができるとされ、これらの手続きにより確認してきたところであるが、今回の拡充により、修学開始月からの申請・支給が可能となったことを踏まえ、申請時に在籍証明書の提出を求めることのほか、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出や出席状況の確認を行うこと等により確認することとしたのでご留意いただきたい。

また、確認の結果、養成機関に通った日のない月があることが判明した場合には、当該月分については支給対象としない取扱となるので、併せてご留意いただきたい。

(ウ) 財源の取扱

今般の拡充に際して、高等技能訓練促進費等事業の国費補助については、従来からの「母子家庭等対策総合支援事業費」とともに「安心こども基金」を活用することとしているが、両者の関係については、両者とも修学期間の前半・後半を問わずに補助対象

とすることができることとした上で、「母子家庭等対策総合支援事業」による補助が行われない分について「安心こども基金」から取り崩すこととする。

また、支給期間の延長については、平成23年度末までに修学を開始している者を対象としており、平成24年度以降も修学が修了するまでの間は高等技能訓練促進費の支給が発生することから、「安心こども基金」のうち高等技能訓練促進費に係る分について平成26年度末まで残すこととしている。

## イ 職業訓練中の託児サービスの実施

### (ア) 事業内容

就業困難者に対する職業能力開発形成機会の拡充が図られているが、子どもを抱えるひとり親が職業訓練を受けるためには、その間の託児サービスが必要であることから、母子家庭等就業・自立支援センター等において、当該サービスを提供する。

### (イ) 提供方法

託児サービスの提供に当たっては、母子家庭等就業・自立支援センターに委託して実施するものとするが、他に適切と認められる法人がある場合については、当該法人に委託することも差し支えない。

また、託児サービスに従事する者の数は、おおむね児童福祉施設最低基準を満たす人数とするとともに、少なくともそのうち1名は保育士の資格を有する者とする。

### (ウ) 提供場所

託児サービスを提供する場所について、母子家庭等就業・自立支援センター内のスペースのほか、実施主体が事業を適切に実施できるものと認めた場所についても可能とする。

### (エ) 提供時期

託児サービスの提供時期については、ハローワーク等からの情報収集等を行い、ひとり親の職業訓練への参加の見込みを踏まえつつ適切な時期に実施するよう配慮すること。

## ウ 就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

### (ア) 事業内容

地域との結びつきが弱く、引きこもりがちであるなど、自発的

に就業に向けた活動を行うことが困難な母子家庭の母の自立を積極的に促進するため、戸別訪問を行うことにより、母子家庭の母親が抱える様々な不安や悩みに対する相談支援等を行うとともに、母子自立支援プログラム策定等事業などの活用に結びつけることに加え、自立支援プログラム策定後の就業活動に必要な被服等に購入に要した費用について支援する。

(イ) 戸別訪問員の資格要件等

戸別訪問については、福祉事務所等に戸別訪問員を配置して行うものとする。また、戸別訪問員については、社会的信望があり、業務を行うのに必要な識見を持つと実施主体の長が認める者とする。

(ウ) 就業活動支度への支援について

本支援については、就業活動を円滑に行うため、就業活動に必要なとなる被服や鞆、靴等の購入に要した費用について対象者1人あたり5万円を上限として精算払いの方式により給付を行う。

また、給付を行うに当たっては、就業活動に必要な被服等を購入した場合に、領収書等により購入に要した費用等を確認の上支給すること。

エ 職業紹介等を行う企業等を活用したひとり親家庭への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、子育てと生計の維持という2重の負担を抱えるひとり親にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えると同時に適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO法人等に委託して行う。

(イ) 就労支援チーム

母子家庭等就業・自立支援センターと連携して活動する就業支援チームを設置することにより、ひとり親家庭の就業を支援する。

オ 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、婦人保護施設等の退所者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

婦人相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、婦人保護施設及び婦人相談所一時保護所の退所（予定）者の就業を支援する。

カ ひとり親家庭等に対する在宅就業支援

(ア) 事業内容

ひとり親家庭等の在宅就業を推進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、相談支援等の一体的取組等を実践する。

(イ) 資金交付までの手続きについて

本事業については、安心こども基金を活用して実施する他の事業とは異なり、事業を実施する地方自治体（都道府県又は市）から、事業計画及び事業の実施に要する費用について協議（市にある場合は、都道府県を経由）を頂き、それらを審査した上で、個別に必要額を安心こども基金に交付することとしている。

別紙のイメージ図は事業の一例であるが、今後、調査を実施してからモデル事例や付帯的事業の範囲等について整理し、9月上旬から中旬を目途に詳細の説明会を開催する予定であるが、原則として、12月の地方議会で補正予算等の手続きをお取りいただくことを想定しているので、照会等については、随時お寄せいただきたい。

キ その他

(ア) 母子寡婦福祉貸付金の拡充

母子寡婦福祉貸付金については、生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、貸付利率の引下げや貸付条件の見直し等を行う

関係政省令が6月5日公布・施行され、以後の申請に係る貸付けについて適用することとしているので、母子家庭の母等への周知など制度の円滑な施行に取り組んでいただくようお願いする。

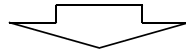
なお、拡充後においても、貸付けに際しては、経済的自立の助成等を図るという本貸付金の趣旨を踏まえ、償還計画の内容等について適正に審査をした上で貸付けを行う必要があることについて改めてご留意いただきたい。

#### <貸付利率の引下げ>

##### 【現 行】

- ・事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等に限る。）、就学支度資金  
：無利子
- ・生活資金（知識技能を習得している者、医療又は介護を受けている者に係るもの等を除く。）、住宅資金、転宅資金、結婚資金  
：年3%

※いずれの資金も連帯保証人が必要



##### 【改正後】

- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）、就学支度資金  
：連帯保証人の有無にかかわらず無利子（連帯保証人については、<貸し付け条件の見直し>の項を参照のこと）
- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金  
：連帯保証人を立てた場合には、無利子  
連帯保証人を立てない場合には、年1.5%

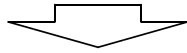
#### <貸付け条件の見直し>

##### 【現行】

連帯保証人が必要

※修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養

している子に係るものに限る。)及び修学支度資金について、親が貸付けを受ける場合には、連帯保証人とは別に、子が連帯借受人となる。



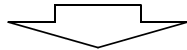
**【改正後】**

- ・事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金（配偶者のない女子に係るものに限る。）、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金  
：年1.5%の利子を課す場合は、連帯保証人を不要とする。（＜貸付利率の引下げ＞の項を参照のこと）
- ・修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るものに限る。）及び修学支度資金  
：子が貸付けを受ける場合には、現行どおり、親等を連帯保証人に立てなければならないが、親が貸付けを受ける場合（子が連帯借受人となる）には、連帯保証人は不要とする。

＜その他＞

- 技能習得資金及び修業資金の貸付けを受ける期間について、以下のとおり改正する。

**【現 行】** 知識技能を習得する期間中3年を超えない範囲



**【改正後】** 知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲

- 母子福祉資金貸付金の貸付けに関する事務に要する費用に充てることができる償還利子等の収入の割合について、以下のとおり改正する。

**【現 行】** 3分の2 → **【改正後】** 10分の10

(イ) 母子家庭等日常生活支援事業の充実

就業により家計を支えながら子育てを行わなければならないひとり親家庭の自立を支援する上で重要な事業であることから、事業提供体制を充実するため、家庭生活支援員の養成研修に係る費用や保険料を計上する等により、事務費基準額の引き上げを行ったところである。父子家庭も利用できることの周知を行うほか、未実施の地方自治体におかれては積極的に取り組まれない。



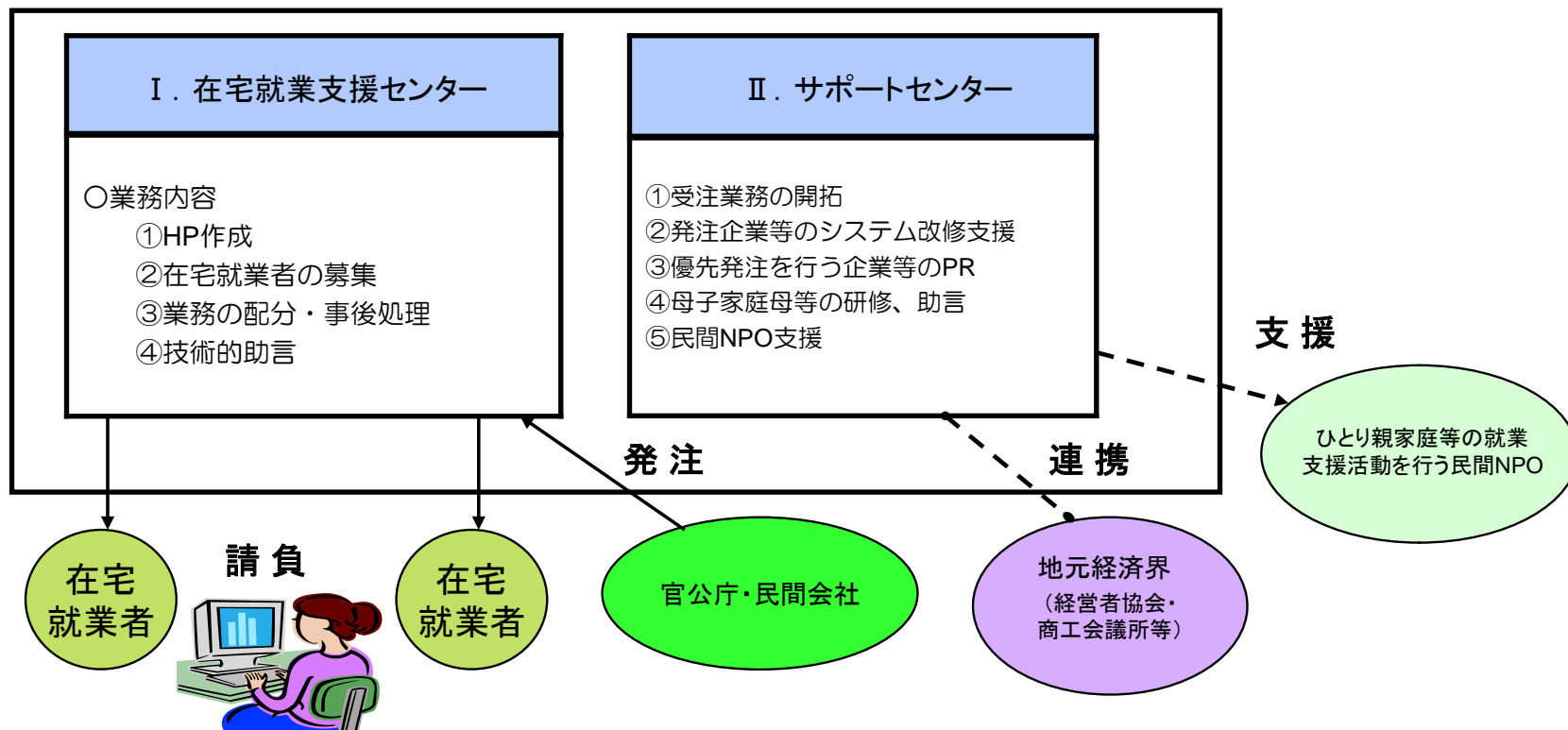
# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

## ●事業パターン

- ① I + II の事業 ② II のみの事業

【安心こども基金】

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

別紙

○ 社会的養護の拡充について

ア 職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、児童養護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、児童養護施設等の退所（予定）者等の就業を支援する。

イ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

(ア) 事業内容

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具等の更新、大型冷蔵庫、食器消毒保管庫等の更新・購入、乳児・児童用ベッド等の更新・購入、カーペット敷・壁紙等の改修、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など、改修工事・設備整備・備品設置による環境改善を図る。

また、児童相談所及び市町村における児童相談体制整備として、証拠保全のためのビデオカメラ、ICレコーダー等の整備、職員の安全のための耐刃防護衣や安全靴等の整備、家庭訪問用電動アシスト自転車や訪問用乳児体重計等の整備を図る。

新設するファミリーホーム等について、「賃貸物件で実施する場合の賃借料（礼金を含む）、改修費（設備、備品を含む）」、「自前建物で実施する場合の改修費」を補助し、設置促進を図る。

ウ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

(ア) 事業内容

社会的養護職員の資質の向上のため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図るため、研修への参加経費、研修に伴う代替職員の経費を補助する。

事業の実施に当たっては都道府県、指定都市、児童相談所設置

市に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の条件の確認などを行うとともに、代替職員のあるや費用の支給をなど行う。

また、児童相談所職員（一時保護所職員を含む。）及び市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

(イ) 留意事項

児童養護施設等施設職員の短期研修については、おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。